

2. 事業の概要と成果	
(1) 上位目標	対象地域の保健栄養人材と住民が乳幼児の保健栄養に関する知識を深めることで地域内の子どもの栄養状態が改善される。
(2) 事業内容	1. 乳幼児の保健栄養保育施設の職員および地域住民の能力強化 1.1 乳幼児保健栄養テキストの制作と普及 ウダイプール県(以下、ウ県)およびビカネール県(以下、ビ県)の各県提携団体の担当者から既存のテキストの改善点や不足している教材などの情報を集めた。4 月には日本人専門家を両県に派遣し、各提携団体とともに乳幼児保育施設を視察し、担当者と意見交換をするとともに、新しく作成するテキストの構成骨子を検討した。編集を依頼する現地コンサルタントは7月下旬に雇用する。 テキスト使用者に含まれる栄養ワーカーを6月までに計78人採用(申請時70人を予定したが、増員が必要となった。)、オリエンテーションを実施した。その後、家庭の事情による欠員が出たため、現在追加採用中。 1.2 乳幼児栄養食調理冊子の制作と普及 両県の提携団体から現地の食習慣や調達可能な食品について情報を集めつつ、現地コンサルタントの雇用準備を進めた。 1.3 月定例育児指導・相談会 ウ県では、8か所の乳幼児保育施設で月例育児指導・相談会を開催し、1村あたり毎月25人前後の妊産婦もしくは授乳中の母親が妊産婦検診、予防接種、母乳保育、家族計画について乳幼児保育施設職員から説明を受けた。今後、平均参加者を30人以上に増やすよう、参加促進を図っていく。 また、ビ県では、47か所での保健栄養デーに提携団体スタッフが参加し、妊産婦、および5歳以下の子どもを持つ母親の月定例育児指導・相談会への参加促進を行った。 2. サービス施設の環境整備 2.1 乳幼児保育施設の栄養補助食と備品の支給 ウ県では乳幼児保育施設へ支給する備品のニーズを再確認し、調達準備中。また、栄養補助食(給食)の支給回数を増やした。 一方、ビ県では、提携団体が中心となり、政府が運営する対象施設の備品の現状を調査中である。同時に当団体は各施設への備品供与について政府との正式な覚書を準備中である。

2.2 貧血症の乳幼児への微量栄養素等の支給

ウ県では 7 月にビタミン A、駆虫剤を支給するため、提携団体と調達、運搬、配布の仕方について協議した。また、各乳幼児保育施設で貧血予防の鉄分を定期的に支給している。今後は、乳幼児保育施設に通っていない子どもへの支給方法について協議中である。ビ県では、ベースライン調査の結果をもとに、支給する微量栄養素を協議、決定の上、栄養不良の子どもに配布する。

2.3 栄養状態経過追跡記録システムの開発と導入

当事業が求めるシステムの機能や設計の概要について、保健アドバイザーを含むチームで協議を進めた。このシステムの直接的ユーザーとなる栄養ワーカーの能力を採用後のオリエンテーションの場ではかり、システムの機能・設計を検討する際に活かした。発注先選定のための業務指示書などを作成中である。

2.4 重度栄養不良児の治療支援

栄養不良治療センターを設置予定の地区保健センターを管轄する県保健省との協議を行い、覚書への署名を準備中である。

3. 啓発イベント

3.1 保健栄養デー（ウ県のみ）

提携団体が中心となり、6 月から毎月乳幼児保育施設において開催をスタートした。延べ 868 人の乳幼児が外部から派遣する有資格者により予防接種を受け、193 人の妊産婦が健診を受けた。

3.2 簡易健康診断デー

ウ県では、6 月に 5 か所で簡易健康診断を実施し、66 人の女性と 272 人の子どもに一般疾患の治療を行った。
ビ県では、実施に向けて、医療スタッフの派遣、医薬品の提供について県保健局と協議中である。

4. 行政を巻き込むワークショップ

4.1 州・県レベル連携ワークショップ

ウ県では、6 月に県レベルのワークショップを実施した。保健局、女性子ども福祉局職員、栄養不良治療センター医師、関連 NGO 職員など 10 人が参加した。当事業の趣旨を共有し、当事業が対象とする乳幼児施設と公立の施設で提供するサービスの違いや、今後の改善点などについて協議した。今後とも、事業実施期間中の支援・協力、意見交換が行える関係を構築できた。

ビ県では、7 月に開催予定の県レベルのワークショップを準備した。

	4.2 相互現地視察を含むワークショップ 12 月の実施を目標に、両県の各提携団体と準備を開始した。ワークショップで各県からそれぞれ活動成果や経験を発表できるように、地域の乳幼児の保健・栄養従事者への周知を行った。また、適切な政府担当官の参加を得るため、各提携団体と協力して、政府とのネットワーク強化に努めた。
(3) 達成された効果	直接裨益者数および間接裨益者数は、計画どおりの予定。指標に基づく現在までの進捗状況は、以下のとおり。 1. 乳幼児保健施設職員や地域住民が研修を受け、家庭レベルで乳幼児の栄養不良の予防、栄養改善に取り組む体制が構築される。 1) 乳幼児保育栄養テキストと調理冊子が完成する。 現座制作中 (9 月完成予定) 2) 妊産婦と母親が、乳幼児保健栄養について理解し、知識を実践するようになる。 ● 乳幼児保健栄養に関し、研修内容を理解した参加者人数： 乳幼児保育施設職員など、栄養ワーカー、妊産婦・授乳中の母親、自助グループ・村議会メンバー 0 人(0%達成)(乳幼児保健栄養テキスト制作中のため) ● 乳幼児栄養食調理に関し、研修内容を理解した参加者人数： 0 人(0%達成)(乳幼児栄養食調理冊子制作中のため) ● 指導・相談会に参加した妊産婦・母親の人数： 200 人/月 (6.6%達成) 以下 4 項目は、事業後半にデータ収集する ● 生後 6 ヶ月間、完全母乳で育った乳児の割合： ● 月齢に適した量・質・濃度の離乳食を摂取している乳幼児の割合： ● 産前産後健診を適切に受けている妊産婦・授乳中の母親の割合： ● 入手可能な食材で、栄養バランスのよい食事を準備できるようになる親の割合： 2. 乳幼児保健栄養にかかる施設が十分な備品や栄養剤を備えて乳幼児への給食や栄養不良児の治療ができるようになる。 ● 備品を支給された乳幼児保育施設の数： 25 施設 (25%達成) ● 栄養補助食を支給された 6 歳未満児の人数(ウ県のみ)： 560 人/月 (74%達成) ● 子どもの定期的な成長記録を行う乳幼児保育施設の割合： 25 施設 (25%達成) ● 微量栄養素を支給された乳幼児の人数： 鉄分-560 人/月 (0.16%達成)

	(ウ県では、ビタミン A と駆虫剤は 7 月下旬および 1 月に配布予定、ビ県では、ベースライン調査結果での分析後、必要微量栄養素を配布予定) ● 世帯情報記録システムを活用できるようになる栄養ワーカーの人数: 0 人 (0%達成) ● 治療を受けた、対象村に住む重度の急性栄養不良児の人数(ウ県のみ): 2 人 (0.8%達成) 3. 住民が、当事業で行う保健サービスを通じて、乳幼児の健康管理を行うようになる。 ● 保健栄養デーで予防接種を受けた 3 歳未満児の人数(ウ県のみ): 約 23 人/月/村 (46%達成) ● 完全予防接種を終えた 3 歳未満児の割合: 事業後半でデータ収集する ● 健康診断や治療を受けた栄養不良や病気の子ども、妊産婦、授乳中の母親の人数: 673 人 (37%達成) 4. 乳幼児の栄養改善に向け、行政との連携・協力体制が強化される。 ● 州・県レベル連携ワークショップ参加者人数: 10 人 (25%達成) ● 相互現地視察を含むワークショップへの行政からの参加者人数: 0 人 (0%達成) (12 月開催予定)
(4) 今後の見通し	今後は主に以下の事業を予定している。 ● 乳幼児保健栄養テキストは 9 月頃完成次第、対象者別にトレーニングを開始する。トレーニングには日本人専門家を派遣し、効率的な指導ができるようインプットを行う。。 ● 乳幼児栄養食調理冊子は 9 月頃完成し、母親グループの代表にトレーニングを実施予定。 ● 月定例育児指導・相談会は、ウ県では毎月の開催場所の拡大を今後とも目指し、ビ県では、対象となる妊産婦もしくは授乳中の母親のグループを 8 月までに各村でつくることをめざし、順次月例育児指導・相談会を開催する。 ● 栄養状態経過追跡記録システムを 10 月頃までに開発し、11 月に栄養ワーカーへのトレーニングを実施予定。 ● 州・県レベル連携ワークショップ(ウ県 6 月開催、ビ県 7 月開催予定)や相互現地視察を含むワークショップ(両県とも 12 月開催)を通じて、保健省および女性子ども開発省と連携を強化する。